

公的年金受給者・医療費控除 ・住宅借入金等特別控除の還付申告

市では、年末調整が済んでいる給与所得者で、医療費控除や住宅借入金等特別控除を受ける人、年金受給者を対象に、確定申告期間前の2月4日(火)から還付申告を受け付けます。確定申告期間中は大変混雑しますので、該当する人は早めに申告してください。

区分	年金受給者 医療費控除	住宅借入金等 特別控除
開催日	2月4日(火) 5日(水) 6日(木) 10日(日)	2月7日(金)
受付時間	午前9時30分～11時30分 午後1時30分～4時	
会場	市役所4階大会議室	
対象地域	市内全域	

※日により、申告の内容を分けてありますが、都合の悪い場合は、5日間のうち、どの日でも受け付けます。

【公的年金受給者】

公的年金を受給している人は、原則として確定申告で源泉徴収された税金を精算する必要があります。医療費控除、社会保険料控除などがある場合、確定申告をすることで税金の還付を受けることができます。

■必要書類 ①年金の源泉徴収票 ②各種控除の証明書など

【医療費控除】

平成14年中に支払った医療費の合計金額から保険金等で補てんされる金額を引いた額が10万円を超える人や、総所得の5%を超える人

■必要書類 ①医療費の領収書 ②源泉徴収票など

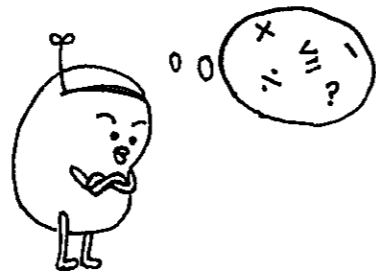
【住宅借入金等特別控除】

①金融機関から融資（償還期間10年以上）を受け、住居のため住宅・土地を取得した人 ②増改築を行い、その工事費が100万円を超える人

※控除の対象となるには、年間所得額、居住を開始した年、対象住宅、借入金の範囲に条件があります

■必要書類 ①登記簿謄本（家屋・土地） ②新築工事の請負契約書、家屋・土地の売買契約書の写し ③住民票の写し ④借入金の年末残高証明書 ⑤源泉徴収票など

※増改築の場合は増改築確認通知書の写しなど、状況によって必要書類が異なります



扶養者になるための計算目安

※生計を一にする親族で、次の合計所得金額以下の人

●給与、パート収入がある人の場合

収入(受取) 金額 -65万円= 被扶養者の
判定所得金額 ≤ 38万円

■必要書類…会社や支払い者からの源泉徴収票の原本か、給与の支払い証明書

●年金受給者の場合

〔昭和13年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)〕

公的年金の 収入金額 -70万円= 被扶養者の
判定所得金額 ≤ 38万円

〔昭和13年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)〕

公的年金の 収入金額 -140万円= 被扶養者の
判定所得金額 ≤ 38万円

■必要書類…社会保険庁・恩給局・農業者年金基金などからの源泉徴収票の原本

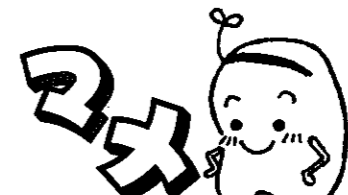
●扶養と事業専従者の選択（青色申告を除く）

- ・事業専従者控除を選択した人は扶養控除の対象になりません
- ・事業専従者給与額は、事業主を上回ることはできません
- ・事業専従者給与の最高額は、配偶者が86万円。それ以外の人は、50万円（15歳以上の親族です）

事業所得+不動産所得+山林所得 ≤ 専従者給与(50万円)
事業主+事業専従者の数 ≤ 最高額(86万円)

平成15年度住民税(市民税・県民税)申告準備のために

知っておきたい知識



申告前のココがポイント!!

税務課では、住民税の申告受け付けを2月17日(月)から3月17日(月)までの期間に行います。申告は期限内に忘れずに行ってください。

申告の際、市民の皆さんからの問い合わせで一番多いのが扶養控除。そこで、申告前の予備知識として扶養控除を取り上げて解説します。申告の参考にしてほしいかがでしょうか。

詳しいことについては、電話または申告会場でお尋ねください。

配偶者控除

控除対象配偶者とは、納税者の民法上の妻(夫)。内縁関係の人や、事業専従者給与を受けた人は、控除対象配偶者に当たりません。あなたの控除対象配偶者が、昭和8年1月1日以前に生まれた人(70歳以上)の場合には、控除額の加算もあります。

配偶者特別控除

あなたの配偶者の合計所得金額が75万9,999円以下であれば、その金額に応じた特別控除が受けられます。 ※給与所得者で、配偶者の所得金額を年末調整で誤って申告した人は、申告期間中に適正な申告が必要で、誤ったままにしておく、後日税務署および税務課から修正される場合があります。

扶養控除

「扶養控除のチェック」のすべりに当てはまれば、次に挙げる人々も扶養控除の対象になります。 ・単身赴任者の実家の家族 ・学生や入院中の親族 ・県知事から養育を委託された児童や養護老人など ※次の人は、控除額が加算されます

【特定扶養親族】昭和55年1月2日から昭和62年1月1日生まれの人(16歳以上23歳未満)

【老人控除対象配偶者、老人扶養親族】昭和8年1月1日生まれの人(満70歳以上)

【その他】同居の有無、障害のある人、要介護認定(要支援を除く)を受けている人など。控除額は、その状況に応じて異なります。

まずはここで… 扶養控除のチェック

あなたが控除を受けられるかどうかチェックしましょう。一つでもNOがある場合、控除は受けられません。

- 扶養する人が重複していない
- 扶養となる人の、平成14年中の合計所得金額は、38万円以下である
- 民法が定める親族で、生計を一にしている
- 事業専従者給与の支払いを受けていない

※公共事業などで土地の収用があり、補償金を受けた人は、収用にかかる特別控除前の所得が適用されますので、扶養になれない場合があります。

税・Q&A

Q 夫が平成14年12月に死亡しました。昨年中の夫の所得に対する住民税はどうなるのですか

A 住民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その所在地の市町村が課税します。平成14年中に死亡された人には、平成15年度の住民税は課税されません

Q 平成14年8月、A市から白根市に転入してきましたが、住民票は平成15年1月15日に移しました。15年度の住民税の納税先はA市ですか、白根市ですか

A 市町村の住民基本台帳に記録されていない人であっても、実際にその市町村に住んでいる場合には、その人が住民基本台帳に記録されているものとして、住民税を課税することになります。したがって、平成15年1月1日現在、実際には白根市に住んでいたわけですから、15年度の住民税は白根市に納めることになります

提出期限のお知らせ
●農業所得に関する平成14年分収入金額等のお尋ね(回答)の提出期限は、1月23日(木)です。お忘れのないよう、早めに提出してください。

保健福祉課からのお知らせ
●おむね6カ月以上寝たきりで、おむつが必要と医師の診断で認められた人は、その購入費が医療費控除(還付申告参照)の対象となります。控除を受けるには「領収書」と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。しかし次の条件に該当する人は、平成14年の申告分から医師の証明が無くても、市で発行する証明(無料)を添付すれば医療費控除の対象とされます。証明が必要な人は、窓口においでください。

●介護保険の認定を受けていて、おむつの必要性が確認できる人
●おむつ購入費に関する医療費控除を受けるのが2年目以降の人
●65歳以上で、身体障害者手帳等がなくとも、老齢により精神または身体に障害がある人は、障害者控除に該当する場合があります。証明が必要な場合は、窓口においでください。

●おむつの証明・障害者控除の証明については保健福祉課高齢福祉係(☎270、271)に、申告や控除については税務課市民税係にお問い合わせください。

新潟税務署からのお知らせ

●2月3日(月)から、新潟県商工会館(県庁西隣)において、所得税の還付申告相談を受け付けます。相談を希望する人は、お早めに相談会場へおいでください。詳しくは広報しろね2月1日号をご覧ください。

【問い合わせ】
新潟税務署 ☎229・2151